

ふるさと融資の手引き

令和6年4月

一般財団法人 地域総合整備財団

目 次

第 1 ふるさと融資制度の概要	1
I ふるさと融資とは	2
II ふるさと融資の要件	4
1. 貸付団体	4
2. 貸付対象者	4
3. 貸付対象事業	4
4. 貸付対象費用	5
5. 貸付額等	5
6. 債権の保全	6
第 2 ふるさと融資の事務手続き	9
I 事務の流れ	10
必要書類一覧	11
II 具体的な事務手続き	12
1. 貸付決定まで	
(1) ふるさと融資の利用の協議	12
(2) 事前相談・調整	12
(3) 借入申込み	12
(4) 総合的な調査・検討依頼	13
(5) 補足資料等の提出・調整	13
(6) 案件検討会	13
(7) 地方支援調査委員会	14
(8) 総合的な調査・検討の結果通知	14
2. 貸付実行等	
(1) 貸付事務包括委託契約	15
(2) 貸付実行関係事前調整	15
(3) 起 債	16
(4) 貸付実行	16
(5) 完了報告	16
3. 償 還	
(1) 償 還	16
(2) 借入金残高状況報告	17
(3) その他	17

ふるさと融資 相談メモ	20
(様式1) 地域総合整備資金借入申込書	21
(様式2) 事業計画書	22
(様式3) 事業者概要書	23
(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書	24
(様式4-2) 〃 付表	25
(様式5) 年度別損益計画書	26
(様式6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書	27
〃 別紙	28
(様式7) 地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書	29
(様式8) 地域振興民間能力活用事業計画	30
(様式9) 地域総合整備資金貸付決定通知書	31
(様式10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書	32

ふるさと融資 相談メモ	34
(様式2) 事業計画書	36
(様式3) 事業者概要書	38
(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書	40
(様式4-2) 〃 付表	42
(様式5) 年度別損益計画書	44
(様式8) 地域振興民間能力活用事業計画	46
(様式1) 地域総合整備資金借入申込書〈記載要領のみ〉	48
(様式6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書〈記載要領のみ〉	48
(様式10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書〈記載要領のみ〉	48

地域総合整備資金貸付要綱.....50

第 1 ふるさと融資制度の概要

I ふるさと融資とは

地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て民間事業者等の設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度である。

1. 制度の基本的考え方

地方公共団体、民間事業者及び民間金融機関等がスクラムを組んで地域振興のために協力していくこととし、このなかで地方公共団体は、ふるさと融資をインセンティブとして地域振興に寄与すると考えられる民間事業が行われるよう、民間事業者に対して支援する。

また、多様な政策課題や地域課題の解決に資するよう、新規雇用の創出を前提として、幅広い分野の様々な規模の事業を対象とする。

2. 制度運営の特色

(1) 民間金融機関等と共同した民間事業活動等の支援

- ふるさと融資は、民間金融機関等からの借入とセットで行われる。
- ふるさと融資は、貸付対象費用の総額から補助金を控除した額の50%(過疎地域、定住自立圏等は60%)以内とされている。
- ふるさと融資においては、民間金融機関の連帯保証が必要である。

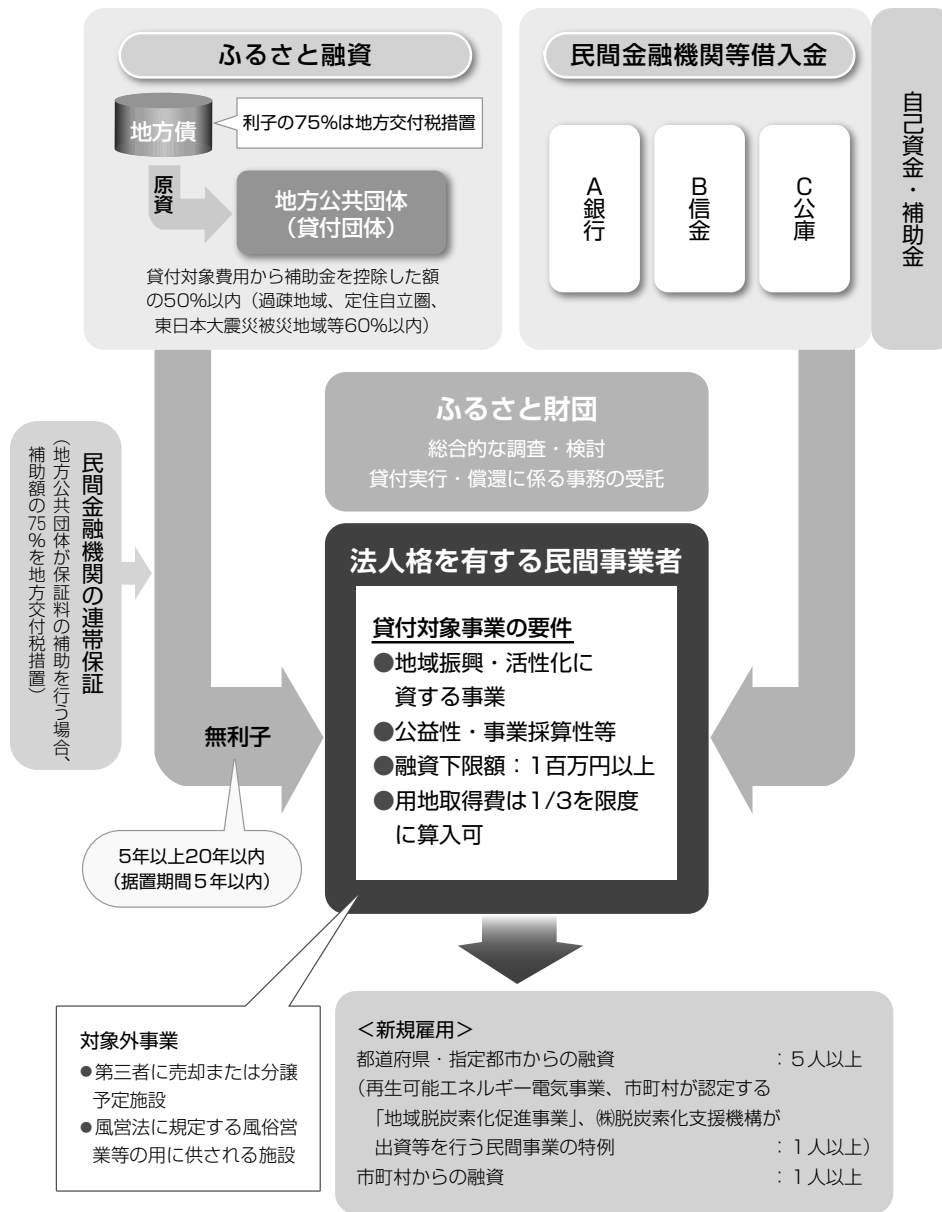
(2) 地方債による融資資金の確保

- ふるさと融資を行う地方公共団体が、融資のために必要な資金を円滑に確保できるよう、当該資金は起債で賄われる。
- 起債同意された(届出地方債にあっては協議により同意を得られる)一般事業(地域総合整備資金貸付分：充当率100%)に係る地方公共団体の利子負担分の75%(用地取得費に係る部分は50%)については、特別交付税によって措置される。
- 起債の元本に対しては、転貸債のため実質公債費比率には算定されない。

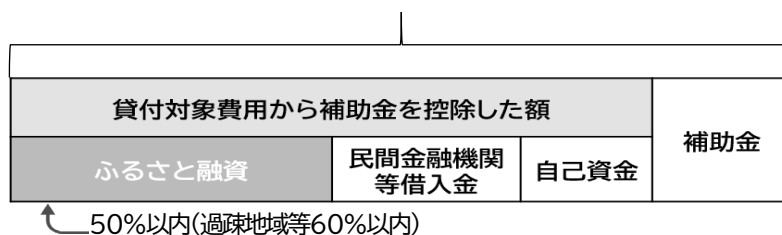
(3) 全国的な共同組織としてのふるさと財団

ふるさと融資制度の全国的な運用を図るため、ふるさと財団は、地方公共団体からの依頼を受け、対象事業についての総合的な調査・検討を行うとともに、ふるさと融資の実行・償還に係る事務を行う。

ふるさとと融資概念図



〈融資比率のイメージ〉



Ⅱ ふるさと融資の要件

ふるさと融資の主な要件は次のとおりである。

詳細は、別冊「ふるさと融資Q&A」（以下、Q&Aという。）を参照願いたい。

1. 貸付団体〔Q&A 1, 65～68参照〕

ふるさと融資の貸付を行う主体は、地方公共団体である。

2. 貸付対象者〔Q&A 3～9参照〕

法人格を有する民間事業者を対象とする。第三セクター(国・地方公共団体の100%出資・出捐は除く。)も対象となる。

ただし、金融業を営む者(銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等)は対象とならない。

3. 貸付対象事業〔Q&A 10～36, 67参照〕

上記2の民間事業者が実施し、地方公共団体が策定する「地域振興民間能力活用事業計画」に位置付けられ、下記の要件をすべて満たす事業。

【要件】

(1) 事業の特長

公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの。

(2) 雇用の確保

事業地域内において、次の新たな雇用の確保が見込まれること。

- | | |
|---|--------|
| ① 都道府県・指定都市 | ⇒ 5人以上 |
| （「再生可能エネルギー電気事業」、市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」もしくは(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は1人以上） | |
| ②市町村（指定都市を除き、特別区を含む） | ⇒ 1人以上 |

(3) 用地取得に係る制限

用地取得等を貸付対象事業とする場合には、用地取得等契約後5年以内に対象事業の営業が開始されること。

【除外される事業】

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設
(用語解説)

※「地域振興民間能力活用事業計画」

地方公共団体が民間事業者等と協議のうえ、貸付対象事業要件に合致し、当該団体としても支援する必要があると判断した場合に策定するもの。

※「再生可能エネルギー電気事業」

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業。

※「市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」」

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業

※「(株) 脱炭素化支援機構が出資等を行う事業」

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第36条の2第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動

4. 貸付対象費用〔Q&A 37～42参照〕

(1) 設備の取得等に係る費用

施設・建物の建設・取得・整備・改良・補修、機械装置など動産取得、土地の取得・造成のほか、これらとあわせて取得される無形固定資産。

土地の取得費については、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度に算入することができる。

(2) 試験研究開発費等、当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用

貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業に係る試験研究や開発に要する費用、営業開始のために支出する費用等のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するもの。

付随費用に対する貸付額の割合は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20%未満とする。ただし、次の場合は、貸付額の総額の50%未満とする。

- ① 試験研究開発用資産の取得等に係る費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用を貸付対象費用とする場合
- ② ソフトウェア開発事業又は情報処理・情報サービス事業の場合

5. 貸付額等〔Q&A 43～51参照〕

(1) 貸付額

貸付上限額は、要件一覧(P7別表)に掲げる金額、又は貸付対象費用の総額から補助金の額を控除した額に要件一覧に掲げる融資比率（50%又は60%）を

乗じた額のいずれか小さい方の額。貸付下限額は、100万円となる。

- (2) 貸付利率 無利子
- (3) 貸付対象期間 工期が複数年度にわたる事業の場合、そのうち連続する4年以内
- (4) 償還期間 貸付から20年以内(5年以内の据置期間を含む。)
- (5) 償還方法 元金均等半年賦償還(半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還。)
- (6) 民間金融機関等借入金〔Q&A 56～60参照〕

借入額総額のうち、ふるさと融資以外の借入金を「民間金融機関等借入金」と呼ぶ。ふるさと融資はこの民間金融機関等借入金とセットで行われる必要があり、貸付対象者である民間事業者の自己資金とともに、融資比率算出の基礎となる。

民間金融機関等借入金には、民間金融機関からの長期借入金に加え、日本政策金融公庫など政府系金融機関からの借入、国や都道府県の制度融資、グループ会社からの借入(必要性が十分認められる場合)も含まれる。ただし、個人からの借入は該当しない。

6. 債権の保全

(1) 連帯保証〔Q&A 52～55参照〕

ふるさと融資においては、貸付けにかかる債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関の確実な連帯保証を必要とする。

「民間金融機関」の範囲は個別に財団まで問い合わせをいただきたい。

なお、政府系金融機関(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等)はこれに含まれない。

(2) 遅延利息〔Q&A 110～113参照〕

民間事業者が償還期日に償還金の支払いを怠ったときは、約定償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年14%の遅延利息を支払う義務がある。

(3) 繰上償還〔Q&A 114～119参照〕

① 貸付要綱・約款違反による場合

貸付要綱第13条及び金銭消費貸借契約一般約款第6条第1項各号又は同条第2項各号の繰上償還事由に該当した場合には、繰上償還の対象となる。

② 民間事業者からの申出による場合

金銭消費貸借契約一般約款第6条第4項により、ふるさと融資の全部又は一部を繰上償還する場合は、事前にふるさと融資を行う地方公共団体(貸付団体)

の承認を受ける必要がある。

なお、ふるさと融資の一部を繰上償還する場合は、変更契約の締結と保証金
融機関の変更契約承認書が必要となる。

要件一覧（融資比率・融資限度額・雇用要件）〔単位：億円〕

		通常の地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域 (※2)	市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」 ・ (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業
指 都 定 道 都 府 市 県 ・	融 資 比 率	50%	60%	60%(※3)	60%
	融資限度額	80(※1)	96(※1)	120(※3)	120
	雇 用	5 人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上			1人以上
そ の 他 市 町 村	融 資 比 率	50%	60%	60%	60%
	融資限度額	20(※1)	24(※1)	30	30
	雇 用	1人以上			

(※1)：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2)：岩手県、宮城県、福島県に限定

(※3)：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外

(用語解説)

※「過疎地域」「みなし過疎地域」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域をいう。

※「離島地域」

離島振興法第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島」、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する「小笠原諸島」及び沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」をいう。

※「特別豪雪地帯」

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」をいう。

※「地域再生計画認定地域」〔Q&A 43参照〕

内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。

※「定住自立圏」〔Q&A 44, 45参照〕

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及

びその近隣市町村をいう。(ふるさと融資は、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に限る。)

※「連携中枢都市圏」〔Q&A 46, 47 参照〕

連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村をいう。(ふるさと融資は、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に限る。)

(その他留意点)

過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯の融資比率及び融資限度額の引上げについては、以下の各根拠法の期限までの特例措置である。「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」には期限の定めはなく、東日本大震災被災地域に対する特例措置は引き続き令和8年3月31日まで延長されるが、令和3年度以降は岩手県、宮城県及び福島県の地域に限定される。

地 域	根拠法の期限
過疎地域	令和13年3月31日
離島振興対策実施地域	令和15年3月31日
奄美群島	令和11年3月31日
小笠原諸島	令和11年3月31日
沖縄県の離島	令和14年3月31日
特別豪雪地帯	令和14年3月31日

第2 ふるさと融資の事務手続き

I 事務の流れ

ふるさと融資の利用の協議から償還に至るまでの事務の流れは、以下のとおり。

	手 順	民間 事業者	地方公共団体 (貸付団体)	財団 (融資課)	説明・留意点
1 貸 付 決 定 ま で	(1) ふるさと融資制度の利用の協議	→	→		
	(2) 事前相談・調整	←	→	→	地方公共団体から財団への事前相談においては、相談メモを活用すること。
	(3) 借入申込み (次ページの表中①)	→	→		
	(4) 総合的な調査・検討依頼 (次ページの表中②)		→	→	随 時 *地方公共団体が市町村（特別区を含む）の場合は、財団と併せて都道府県へ写しを提出（指定都市は不要）すること。また提出時には貸付要綱が制定済みであること（4月26日・7月19日・11月7日・令和7年2月21日までに財団あて書類を提出すること）。
	(5) 補足資料等の提出・調整		←	→	補足資料の提出及び質問状のやりとりは、地方公共団体を経由して行うことを基本とする。財団と民間事業者の間で直接やりとりを行うこともあるが、その際には、地方公共団体にも参考送付する。
	(6) 案件検討会			○	令和6年度：年3回開催 6月下旬、10月中旬、1月中旬 令和7年度以降：年4回開催 4月下旬、7月上旬、10月上旬、1月下旬
	(7) 地方支援調査委員会			○	令和6年度：年3回開催 7月上旬、10月下旬、1月下旬 令和7年度以降：年4回開催 5月上旬、7月中旬、10月中旬、2月上旬
	(8) 総合的な調査・検討の結果通知		←	→	財団から地方公共団体へ送付（都道府県へは写しを送付）
	貸付決定通知	←	→		貸付決定通知前に予算措置および起債の同意・届出の手続きが必要。
2 貸 付 実 行 等	(1) 貸付事務包括委託契約 (次ページの表中③)		←	→	貸付事務包括委託契約（H23.4.1改正）締結済みの貸付団体は不要。
	(2) 貸付実行関係事前調整 (次ページの表中④)	←	←	→	貸付実行は、民間金融機関等からの借入と事業費の支払い完了後を基本とする。
	(3) 起債		○		
	(4) 貸付 実行		→	→	
	(5) 事業完了報告 (次ページの表中⑤)	→	→	→	
3 償 還	(1) 償還		→	→	毎償還日（半年に1回） 会社合併、対象事業の譲渡、保証行変更及び保証履行等、貸付団体の債権保全上必要な事務については、財団へ相談すること。
	(2) 借入金残高状況報告 (次ページの表中⑥)	→	→		*決算期ごとに民間事業者から貸付団体へ提出すること。 *財団への提出は不要。

必要書類一覧

項 目		作成者	様式例	ページ
① 借入申込み（民間事業者が地方公共団体に提出）				
1	地域総合整備資金借入申込書	民間事業者	様式 1	21
2	事業計画書	〃	様式 2	22
3	事業者概要書	〃	様式 3	23
4	設備投資等及び資金調達計画書	〃	様式 4	24～25
5	年度別損益計画書	〃	様式 5	26
6	地域総合整備資金貸付に係る意見書	連帯保証予定者	様式 6	27～28
7	過去 3 期分の決算報告書	民間事業者		
8	その他地方公共団体が必要とする補足書類	〃		
② 総合的な調査・検討依頼（地方公共団体が財団に提出）				
1	地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書	地方公共団体	様式 7	29
2	地域振興民間能力活用事業計画	〃	様式 8	30
3	地域総合整備資金貸付要綱	〃		50～56
4	民間事業者からの借入申込みに係る書類一式 (地域総合整備資金借入申込書、地域総合整備資金貸付に係る意見書は（写）を提出する)			
③ 貸付事務包括委託契約（地方公共団体（貸付団体）が財団に提出）				
1	地域総合整備資金貸付事務包括委託契約証書	地方公共団体	様式(ア)	※
2	貸付団体口座の通知について (地域総合整備資金償還金の振込みを受ける貸付団体口座の通知について)	〃	様式(イ)	※
3	地域総合整備資金貸付決定通知書（写）	〃	様式 9	31
④ ふるさと融資の貸付実行に関する書類（地方公共団体（貸付団体）が財団に提出）				
1	地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書（写）	民間事業者	様式(ウ)	※
2	借入金口座の通知について（借入金の振込口座通知）	地方公共団体	様式(エ)	※
3	金銭消費貸借契約書（写）	〃	様式(オ)	※
4	保証書（写）	連帯保証人	様式(カ)	※
5	民間事業者の印鑑証明書（写）及び現在事項全部証明書（写）	民間事業者		
6	保証人の印鑑証明書（写）及び代表者事項証明書（写）	連帯保証人		
⑤ 貸付対象事業の事業完了時に必要な書類（地方公共団体（貸付団体）が財団に提出）				
1	地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書	民間事業者	様式(キ)	※
⑥ 償還期間中、決算期ごとに必要な書類（民間事業者が地方公共団体（貸付団体）に提出）				
1	地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書	民間事業者	様式(ク)	※

(※) 様式 (ア) ～ (ク) については、財団ホームページに掲載の「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

Ⅱ 具体的な事務手続き

1. 貸付決定まで

(1) ふるさと融資の利用の協議（民間事業者⇒地方公共団体）〔Q&A 68参照〕

民間事業者が本制度の利用を希望する場合は、地方公共団体へ協議する必要がある。

この協議は、事業の推進に対するインセンティブとなることを目的としている本制度の趣旨等に鑑み、事業着手前に行うことを原則とするが、地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合には、事業着手後であっても貸付対象事業とすることとして差し支えない。

ただし、事業完了後に協議があった場合には認められない。事業完了の日とは、建物及び設備等の引き渡し完了した日とする。

(2) 事前相談・調整（地方公共団体⇒財団）

地方公共団体は、ふるさと融資を行うことを検討している事業について、できるだけ早い時期に財団融資部融資課まで相談・連絡する。相談・連絡を受けた財団は、地方公共団体の検討状況に応じて必要な助言等を行う。

なお、相談の際には、「相談メモ（P20）」を作成している場合には、財団まで送付する。相談メモの記載内容を補足する資料があれば併せて送付する。

(3) 借入申込み（民間事業者⇒地方公共団体）〔Q&A 65～67参照〕

本制度の利用を希望する民間事業者は、以下の書類を作成し、地方公共団体に借入申込みを行う。

【必要書類】

- ① 地域総合整備資金借入申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業者概要書（様式3）
- ④ 設備投資等及び資金調達計画書（様式4）
- ⑤ 年度別損益計画書（様式5）
- ⑥ 地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式6）
- ⑦ 過去3期分の決算報告書
- ⑧ その他貸付団体が必要とする補足資料

（４）総合的な調査・検討依頼（地方公共団体⇒財団）

〔Q&A ６９～７１， ７５参照〕

民間事業者から借入申込みを受けた地方公共団体は、本制度に基づく貸付決定を行うに際して、以下の書類を作成、財団へ提出し、総合的な調査・検討を依頼する。（指定都市を除く市町村（特別区を含む）は、併せて都道府県へその写しを提出する。）

また、次年度に実施する事業、並びに複数年度にわたる事業における当該年度及び次年度実施分については、当該年度中に総合的な調査・検討依頼を行うことができる。

【必要書類】

- ① 財団に対する総合的な調査・検討依頼書（様式７）
- ② 地域振興民間能力活用事業計画（様式８）
- ③ 地域総合整備資金貸付要綱
- ④ 上記（３）借入申込みに係る書類一式

〔 地域総合整備資金借入申込書（様式１）及び地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式６）は写しを提出 〕

【留意事項】

書類は原本を財団融資部融資課へ提出するとともに、電子データについても電子メールで提出する。

（５）補足資料等の提出・調整（財団⇔地方公共団体、財団⇔民間事業者）

財団は、上記（３）及び（４）に係る書類を受領後、必要に応じて提出書類以外に補足資料の提出を求めるほか、質問状の送付（対象事業に係る地方公共団体・民間事業者に対する質問状）や現地ヒアリング調査（地方公共団体及び民間事業者への訪問調査）を行うことがある。

（６）案件検討会（財団）〔Q&A ７３参照〕

財団は、保証金融機関や民間金融機関等借入金の内定状況等を確認しながら、案件の採択可能性について次の視点から調査・検討し、財団の案件検討会において内定する。

【調査・検討の主な視点】

- ・ ふるさと融資制度の目的（主旨）及び各種要件への適合性

- ・ 民間事業者の事業遂行能力の評価
- ・ 対象事業の採算性の評価
- ・ 対象事業の公益性の評価（雇用・所得・地域振興効果）
- ・ ふるさと融資を含めた借入金に対する償還能力の評価

【開催回数】

令和6年度：年3回（6月下旬、10月中旬、1月中旬）

令和7年度以降：年4回（4月下旬、7月上旬、10月上旬、1月下旬）

（7）地方支援調査委員会（地方公共団体金融機構）〔Q&A 74参照〕

地方公共団体金融機構が設置する外部専門家を中心とする委員会において、財団の案件検討会において採択された案件について総合的な調査・検討を行う。

【開催回数】

令和6年度：年3回（7月上旬、10月下旬、1月下旬）

令和7年度以降：年4回（5月上旬、7月中旬、10月中旬、2月上旬）

（8）総合的な調査・検討の結果通知（財団⇒地方公共団体⇒民間事業者）

〔Q&A 77～80参照〕

財団は、地方公共団体へ総合的な調査・検討結果通知を送付する。（団体が指定都市を除く市町村（特別区を含む）の場合は、財団から都道府県へその写しを送付する。）

地方公共団体は、本通知を受領後、民間事業者へ貸付決定通知（様式9）を行う。

なお、総合的な調査・検討の結果通知は、起債同意等予定額通知（7月、2月予定）に先行して行う。このため、起債協議等を行う地方公共団体においては、財政担当部署と協議し、貸付決定通知時期を設定する。

※借入申込み内容の変更（民間事業者⇒地方公共団体⇒財団）

案件検討会後に借入申込み内容に変更が生じた場合、次の書類を財団へ提出する。（指定都市を除く市町村（特別区を含む）は、併せて都道府県へ書類の写しを提出する。）

なお、ふるさと融資額の増額、融資期間の延長など、案件検討会において決定された内容を緩和する方向での変更は認められない。

【必要書類】

- ① 民間事業者の作成書類

- ・借入申込内容変更書（様式10）[財団へは「写し」を提出]
 - ・設備投資等及び資金調達計画書（様式4-1）
- ② 地方公共団体の作成書類
- ・財団への変更依頼書（様式は適宜）
 - ・地域振興民間能力活用事業計画書（様式8）

2. 貸付実行等

（1）貸付事務包括委託契約　〔Q&A 81～86 参照〕

貸付実行や償還に係る事務処理を円滑に行うため、財団と地方公共団体（貸付団体）との間で貸付事務包括委託契約（無償）を締結する。

貸付事務包括委託契約は、一度締結すれば、その後は当該委託契約に基づいて貸付実行・償還事務を実施するため、新たな貸付に際し、新たに貸付事務包括委託契約を締結する必要はない。

（2）貸付実行関係事前調整　〔Q&A 87, 93～101 参照〕

① 貸付実行日の決定

ふるさと融資の貸付実行日は、当該年度の対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入がともに完了していることを基本とする。

ただし、地方公共団体（貸付団体）が特に必要と認める場合には、対象事業費の最終支払日の概ね1カ月前の日以降の日において貸付を実行することができる。

なお、貸付対象事業費に係る支払いと民間金融機関等からの借入が、当該年度（出納整理期間を含む）までに完了することを確認する必要がある。

② 金銭消費貸借契約締結等の準備

次の書類を作成し、貸付実行の準備を行う。

- | | | |
|---|--|----------|
| ア | 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書（様式ウ） | …民間事業者作成 |
| イ | 借入人口座の通知について（様式エ） | …貸付団体作成 |
| ウ | 金銭消費貸借契約証書（案）（様式オ） | …貸付団体作成 |
| エ | 保証書（案）（様式カ） | …民間事業者作成 |
| オ | 印鑑証明書（民間事業者・保証金融機関）、現在事項全部証明書（民間事業者）及び代表者事項証明書（保証金融機関） | |

※ (様式ウ)、(様式エ)、(様式オ)、(様式カ) は、財団ホームページに掲載の「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

(3) 起 債 (貸付団体)

貸付に充当する原資の調達 (起債) に係る予算措置は、貸付団体において、貸付決定までに行う。

※ 総合的な調査・検討依頼書 (様式7) の6, 7及びQ&A 61～64、76参照。

(4) 貸付実行 (貸付団体⇒財団⇒民間事業者) [Q&A 87～101参照]

貸付団体は、民間事業者と金銭消費貸借契約を締結した後、財団の指定する口座へ貸付金を振り込み、財団は民間事業者の口座へ貸付金を振り込む。

(5) 完了報告 (民間事業者⇒貸付団体⇒財団) [Q&A 102, 103参照]

民間事業者は、貸付対象事業完了後速やかに次の書類を作成し、貸付団体へ提出する。貸付団体は、その写しを財団へ提出する。

- ① 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書 (様式 (キ))
- ② 対象施設の完成写真 (対象施設の外観、施設内部、機械設備等、貸付対象事業の内容に応じて作成すること。)

3. 償 還

(1) 償 還 (民間事業者⇒財団⇒貸付団体) [Q&A 104, 106～109参照]

① 償還日

ふるさと融資の償還方法は元金均等半年賦償還 (年2回) で、償還月は決定年度によって異なり、償還期日は5日、15日、25日のいずれかである。

- ・令和6年度予算において初めて貸付決定がなされる事業に係る案件については、原則として「毎年8月25日及び2月25日」とするが、貸付団体及び借入事業者の希望により、他の組合せを設定することも可とする。

この場合は、総合的な調査・検討依頼の段階で相談する。

- ・令和5年度以前からの継続事業に係る案件については、当該事業に係る1年度目案件と同日とする。

令和5年度からの継続事業 : 7月25日及び1月25日

令和4年度からの継続事業 : 6月25日及び12月25日

令和3年度からの継続事業：5月25日及び11月25日

- ・令和7年度予算において初めて貸付決定がなされる事業に係る案件については、原則として「毎年9月25日及び3月25日」とする予定である。

② 償還方法

民間事業者は、償還金を財団の口座へ振り込み、その翌銀行営業日に財団から貸付団体へ振り込む。

(2) 借入金残高状況報告（民間事業者⇒貸付団体）〔Q&A 124参照〕

民間事業者は決算期ごとに借入金残高状況報告書と決算書又は営業報告書を貸付団体に提出する。

なお、貸付団体から財団への提出は要しない。

(3) その他

① 届出事項の変更

住所、法人名、代表者名、届出印鑑、資本金等民間事業者の届出事項に変更があったときは、直ちに変更届（様式（ケ））による届出が必要である。

※ 変更届（様式（ケ））は財団ホームページ掲載の「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

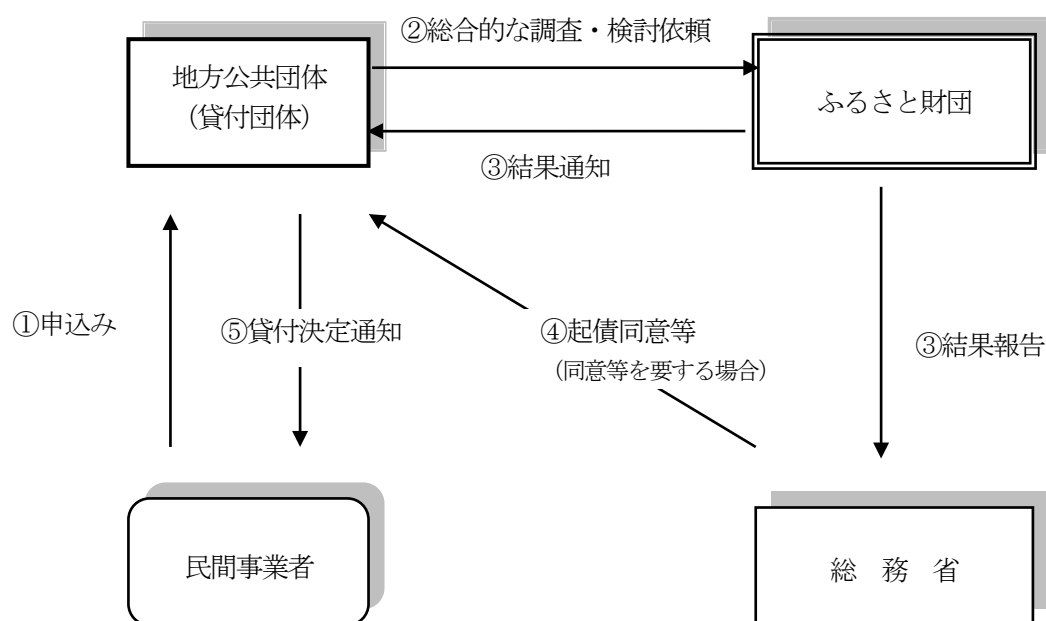
② 民間事業者等の重大な変動に係る協議 〔Q&A 120参照〕

合併、会社分割、事業譲渡、減資等、民間事業者又は保証金融機関の資産や事業の状況に重大な変化がある場合は、事前に貸付団体に報告する義務があるので、債権者である貸付団体が異議を申し立てることができる期間内に財団と協議する。

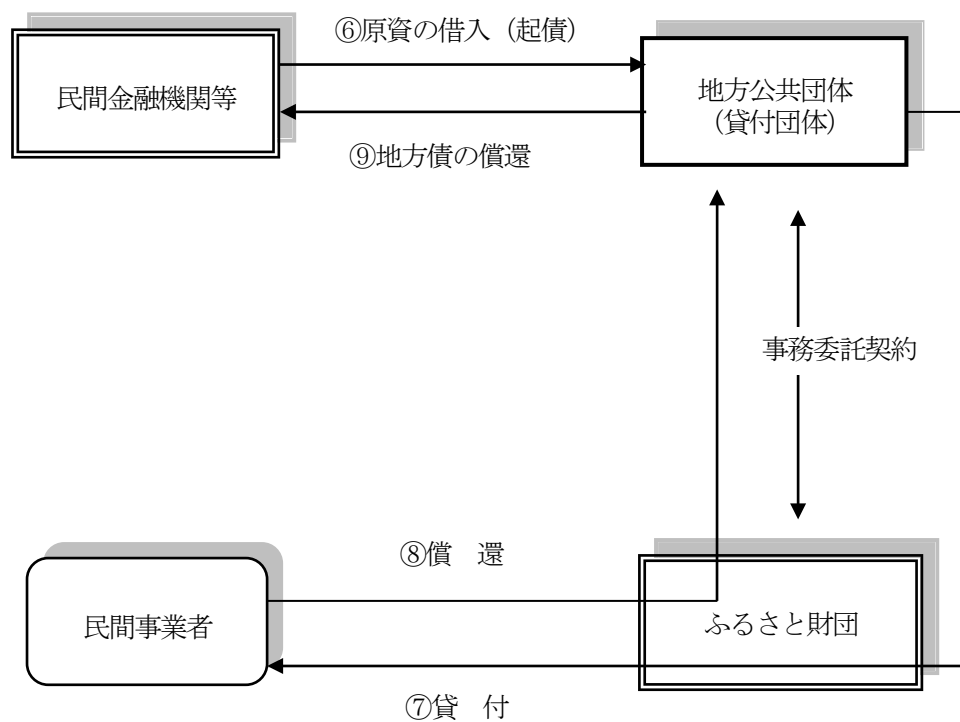
③ 完済 〔Q&A 105参照〕

最終償還が行われた後、貸付団体は債権が消滅したことを確認の上、金銭消費貸借契約証書及び保証書をそれぞれ民間事業者及び保証人に返却する。

【参考】融資の適否の決定までの手続き



【参考】貸付実行と償還の流れ（資金の流れ）



(注) ⑦及び⑧は、「貸付事務包括委託契約」に基づき、ふるさと財団の口座を経由して実行。

第3 ふるさと融資借入申込書類等様式

ふるさと融資 相談メモ

地方公共団体名	〇〇県〇〇市《連絡先》		部署名：		担当者名：	
	TEL：	FAX：	E-mai：			
事業者名						公の出資割合
事業名						
事業及び主要施設の概要	(※目的、施設規模・機能を必ず記載。補足資料や概要資料等、内容のわかるものがあれば、併せて送付する。)					
新規雇用	人 ※都道府県・指定都市は5人以上、市町村は1人以上のこと					
事業地の住所						
地域指定の状況	☐ 過疎・みなし過疎地域 ☐ 離島地域 ☐ 特別豪雪地帯 ☐ 沖縄県 ☐ 地域再生計画認定地域 ☐ 定住自立圏 ☐ 連携中枢都市圏 ☐ 東日本大震災被災地域					
事業の特例状況	☐ 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 ☐ 再生可能エネルギー電気事業 ☐ ㈱脱炭素化支援機構が出資等を行う事業					
<スケジュール>	事業着手		事業完了		営業開始	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
貸付予定時期	令和 年 月 日	※複数年度案件の場合は、初回分の希望時期を記入のこと				
起債の届出・同意等の別	a. 届 出 b. 同 意 等 (1次 2次)					
《設備投資等及び資金調達の内訳》	保証金融機関		(保証補助の予定 有・無)			
(単位：百万円)	総 額	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
設備投資等の総額	0	0	0	0	0	0
貸付対象事業費(①+②+③+④=a)	0	0	0	0	0	0
資金調達内訳	(①ふるさと融資 b)	0				
	(②民間金融機関等借入金)	0				
	(③補助金 c)	0				
	(④その他(自己資金等))	0				
	ふるさと融資比率 b/(a-c)	%	%	%	%	%
貸付対象外事業費(消費税等)	0					
<貸付対象事業費(a)の内訳> (単位：百万円) 例) 用地取得費 建設費 設備整備費 : : : 付随費用 合 計 0						
地方公共団体記入	作成	令和 年 月 日	提出	令和 年 月 日	取下げ	令和 年 月 日
※財団記入	受付	令和 年 月 日	登録	令和 年 月 日	取下げ	令和 年 月 日

(様式 1)

令和 年 月 日

○ ○ 県(都・道・府)知事 様
△ △ 市(町・村) 長

郵便番号
住 所
申 込 者 名 称
代表者名
電話番号

印

地域総合整備資金借入申込書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借りたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円(令和 年度)
- 2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
(事業内容については、別添「事業計画書(様式2)」のとおり。)
- 3 借入希望条件
 - ① 借入希望時期 令和 年 月
 - ② 借入希望期間 年 月(20年以内)
 - ③ 据置希望期間 年 月(5年以内)
- 4 連帯保証予定者名
法人名

5 連絡先

	申込事業者	連帯保証予定者
所属名		
担当者名		
電話番号		
F A X		
E-Mail		

(様式2)

事業計画書

(ふりがな) 事業名			
(ふりがな) 事業者名			
事業地			
設備の取得等の期間	着工・着手 令和 年 月 日、完成 令和 年 月 日		
稼働予定年月日	令和 年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要			
貸付対象事業の内容と当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
敷地（開発）面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）	建物構造
建物延床面積	m ² （うち賃借面積	m ² ）	
雇用効果	新規雇用確保数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人

(様式3)

事業者概要書

(単位：百万円)

(ふりがな)		()									
事業名											
(ふりがな)		() (系列) —									
事業者名		(上場 証 部、 非上場)									
代表者名		略歴									
		(年 月生) 兼職									
役員											
資本金・基本財産等		百万円					設立年月日				
従業員数		名					創業年月日				
本社所在地											
出資・出捐構成											
主要事業の概要											
主要仕入先							主要販売先				
部門別売上高推移	決算期(年/月)	○ / 3 期 (比率)			○ / 3 期 (比率)			○ / 3 期 (比率)			
	1 対象事業部門 ()	(%)			(%)			(%)			
	2										
	3										
	4										
	5										
その他共合計											
損益状況		売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)		経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却		
○ / 3 期											
○ / 3 期											
○ / 3 期											
今期見込											
財務状況 / 期	流動資産 (うち現預金)	()	流動負債 (うち借入金)	()		借入金残高 / 期	金融機関等	借入			
	固定資産		固定負債 (うち借入金)	()				長期	短期		
	繰延資産		純資産	()							
	資産合計		(うち資本金)	()							
特記事項等						その他					
					合計						

事業名		事業者名		(単位:百万円)					
費用区分			所要額	支払いベース					備考
				年度	年度	年度	年度	年度	
設備投資等内訳	貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費※ A	0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
		計 B	0	0	0	0	0	0	
	付随費用	人件費	0						
		賃借料	0						
		保険料	0						
		固定資産税	0						
		支払金利	0						
		リース料	0						
		計 C	0	0	0	0	0	0	
		計(B+C) D	0	0	0	0	0	0	
	貸付対象外事業費	用地取得費※	0						
			0						
			0						
消費税		0							
	計 E	0	0	0	0	0	0		
	合計(D+E) F	0	0	0	0	0	0		
付随費用の比率(%) C/D×100									

資金区分			調達額						備考		
				年度	年度	年度	年度	年度			
資金調達内訳	貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 G	0						保証料率	%
			民間金融機関等借入金	0							
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
		計	H	0	0	0	0	0	0		
		計(G+H)	I	0	0	0	0	0	0		
	補助金	J	0								
	その他	借入金計	0								
		自己資金	0								
		その他（ ）	0								
	計	K	0	0	0	0	0	0			
	計(I+J+K)	L	0	0	0	0	0	0	Dと一致すること		
	貸付対象外事業費	借入金計	0								
自己資金		0									
その他（ ）		0									
計		M	0	0	0	0	0	0			
合計(L+M)		N	0	0	0	0	0	0	Fと一致すること		
融資比率(%) G/(L-J)×100											

※用地取得費は設備の取得等に係る費用総額の3分の1を限度として貸付対象事業費に算入可能

(様式4-2) 設備投資等及び資金調達計画書 付表

1 事業計画

項 目	時 期	項 目	時 期
土地取得（賃貸）	年 月		
土地造成（着工）	年 月	造 成 （ 完 成 ）	年 月
工 事 契 約	年 月	支 払 時 期	年 月
〃	年 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	年 月
着 工 時 期	年 月	完 成 時 期	年 月
営 業 開 始 時 期	年 月		

2 許認可関連（不要の場合は「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（ ）			

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補 助 者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補 助 者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補 助 者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円

年度別損益計画書

全社ベース

事業名	事業者名
-----	------

(単位：百万円)

		決算期 (年/月)												合計	備考
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
損益計画	売上高	a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<売上高算定根拠>
	本プロジェクト														
	既存事業等														
	費用	b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	人件費														
	原材料費														
	減価償却費	c													
	その他														
	営業利益(a-b)	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経常利益														
内部留保累計	税引後利益														<費用算定根拠>
	利益留保	e													
	内部留保(c+e)	f	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内部留保累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長期借入金返済		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	本プロジェクト														0
	その他														

- (注)
- 1

今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
- 2

損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。(減価償却費、長期借入金返済額等計画として明確に記載できるものは除く)ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。
- 3

損益計画の項目名は変更しないこと。

令和 年 月 日

〇 〇 県 知 事 様
△△市（町・村）長

連帯保証予定者 住 所
名 称
代表者名 印

地域総合整備資金貸付に係る意見書

×××× が実施する ○○○○ 事業についての当 の意見は
別紙のとおりです。

なお、 ×××× に対する債権保全のために、貴〇〇県（△△市（町・村））に
損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

(別紙)

項 目	意 見
1 事業者の業績 及び業況	
2 本プロジェクトの 妥当性	
3 総合所見	

(様式7)

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

番 号
令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 ○ ○ ○ ○
△△市町村長 △ △ △ △ 印

地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書

下記の事業計画については、地域総合整備資金の貸付を検討したいので、関係書類を添えて総合的な調査・検討を依頼します。

記

- 1 事業名：_____
- 2 事業者名：_____（国・地方公共団体の出資割合：____%）
- 3 借入協議のあった日：令和 ____ 年 ____ 月
- 4 事業着手（予定）日：令和 ____ 年 ____ 月
- 5 総合的な調査・検討実施希望年度：令和 ____ 年度
- 6 ふるさと融資に係る予算措置の状況（予定を含む） ※該当に○印
 - a. 措置済（ ____ ）年度当初予算、 ____ 年度（ ____ ）月補正予算（ ____ ）
 - b. 予定（ ____ ）年度当初予算、 ____ 年度（ ____ ）月補正予算（ ____ ）
- 7 起債の届出・同意等の別 ※該当に○印
 - a. 届出 b. 同意等（ ____ 次 ____ 次 ____ ）
- 8 事業者に対する地方公共団体の損失補償契約の状況（予定を含む） ※該当に○印
 - a. 貸付予定地方公共団体が、ふるさと融資の連帯保証又はその民間金融機関等借入金に対して損失補償
 - b. 損失補償の予定なし
- 9 事業者の代表者を地方公共団体の長が兼務している場合、金融機関等に対して当該事業者のためにする個人保証の有無（予定を含む） ※該当に○印
 - a. 有 b. 無 c. 兼務していない
- 10 地方公共団体による連帯保証料補助の状況 ※該当に○印（a bについては概要を記載）
 - a. 実施予定 b. 検討中 c. 未定 d. 実施せず（補助の概要： _____）
- 11 添付資料
 - ①地域振興民間能力活用事業計画、 ②地域総合整備資金貸付要綱
 - ③民間事業者からの提出書類
- 12 貸付予定地方公共団体連絡先
 - 部署名： _____ 担当者名： _____
 - 電話： _____（内 _____） F A X： _____
 - E-mail： _____

(様式8)

(単位：百万円)
令和〇・〇年度案件

地域振興民間能力活用事業計画

(ふ り が な) 貸 付 対 象 事 業 名 (民間プロジェクト名)	()				
貸付予定団体名 (事業地域名)	()				
(ふ り が な) 民 間 事 業 者 等 名	()				
連 帯 保 証 予 定 者					
	総額	〇年度分	〇年度分	〇年度分	〇年度分
設備投資等の総額					
貸付対象事業費					
ふるさと融資額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率	%	%	%	%	%
貸付対象事業の概要 (設備の取得等の期間：着工 令和 年 月 日～令和 年 月 日)					
敷地 (開発) 面積 m^2 (うち賃借面積 m^2) 建物構造 建物延床面積 m^2 (うち賃借面積 m^2)					
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者確保数 人 (令和 年 月 日稼働予定) (うち直接雇用者確保数 人、 うち間接雇用者確保数 人)					
当該市町村の状況	人口	人	財政力指数		
	高齢化率	%	人口増減率 %		
事業地における地域指定の状況 (該当箇所○を付ける)	過疎・みなし過疎 離島 特別豪雪 地域再生計画認定地域 定住自立圏 東日本大震災被災地域 連携中枢都市圏				
事業の特例状況 (該当箇所○を付ける)	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 (株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業 再生可能エネルギー電気事業				
貸 付 団 体 の 財 政 状 況	経常収支比率	%	財政力指数		
	実質公債費比率	%			

番 号
年 月 日

民 間 事 業 者 宛

〇 〇 県 知 事
△△市（町・村）長 印

地域総合整備資金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、
下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

（条件変更の場合）
令和 年 月 日付けで申請のあった標記資金の借入内容変更については、
下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業名 〇 〇 〇 〇 事業
- 3 貸付年度 令和 年度
- 4 償 還 第1回 年 月 日 （金額 円）
最終回 年 月 日 （金額 円）
- 5 連帯保証者 住 所
法人名

(*) 貸付条件に変更がある場合には、当該事項に（変更後）と記入。

(様式 10)

令和 年 月 日

○ ○ 県（都・道・府）知事 様
△ △ 市（町・村）長

郵便番号
住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

地域総合整備資金借入申込内容変更書

地域総合整備資金の借入申込内容（事業名）を下記のとおりに変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更箇所（該当する欄のみ記入）

項目	変更前	変更後
借入希望額	金 百万円	金 百万円
償還条件	第1回 年 月 日 (金額 円) 最終回 年 月 日 (金額 円)	第1回 年 月 日 (金額 円) 最終回 年 月 日 (金額 円)
連帯保証人	法人名	法人名
その他 ()		

2 添付資料

設備投資等及び資金調達計画書（様式4-1）

第 4 ふるさと融資借入申込書類等 記載例及び記載要領

ふるさと融資 相談メモ

地方公共団体名	ふるさと県ふるさと市 《連絡先》 部署名：ふるさと部ふるさと課 担当者名：ふるさと太郎 TEL：〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇 E-mail：〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇					
事業者名	株式会社 ふるさと菓子舗			公の出資割合	0 %	
事業名	観光和菓子工場建設事業					
事業及び主要施設の概要	当社の創業300年記念事業として、ふるさと城大手門前に、観光客を対象とした観光工場（5,000㎡）を建設する。施設内では、当社及び他社の製品について、その製造技術を実演により紹介し、イメージアップによる集客・宣伝効果を狙う。一角にて、郷土料理レストラン及び和風喫茶（併せて1,000㎡、100席）を併営する。 敷地面積 15,000㎡、建物延床面積 5,000㎡、建物構造 鉄筋コンクリート3階建て					
新規雇用	35人 ※都道府県・指定都市は5人以上、市町村は1人以上のこと					
事業地の住所	ふるさと市本町1-2-3					
地域指定の状況	☐ 過疎・みなし過疎地域 ☐ 離島地域 ☐ 特別豪雪地帯 ☐ 沖縄県 ☐ 地域再生計画認定地域 ☒ 定住自立圏 ☐ 連携中枢都市圏 ☐ 東日本大震災被災地域					
事業の特例状況	☐ 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 ☐ 再生可能エネルギー電気事業 ☐ (株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業					
<スケジュール>	事業着手		事業完了		営業開始	
	令和〇〇年〇〇月〇〇日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
貸付予定時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※複数年度案件の場合は、初回分の希望時期を記入のこと					
起債の届出・同意等の別	a. 届出 ☒ b. 同意等 ☒ 1次 2次					
《設備投資等及び資金調達の内訳》	保証金融機関		〇〇〇銀行 (保証料補助の予定 ☒ 有 ☐ 無)			
(単位：百万円)	総額	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	
設備投資等の総額	1,290	630	660	0	0	
貸付対象事業費(①+②+③+④=a)	1,100	500	600	0	0	
資金調達内訳	①ふるさと融資 b)	525	245	280		
	②民間金融機関等借入金	475	205	270		
	③補助金 c)	30	0	30		
	④その他(自己資金等))	70	50	20		
	ふるさと融資比率 b/(a-c)	49.1 %	49.0 %	49.2 %	%	
貸付対象外事業費(消費税等)	190	130	60			
<貸付対象事業費(a)の内訳> (単位：百万円) 例) 用地取得費 200 事務所棟建設費 100 工場棟建設費 300 電気・空調等設備費 100 機械設備費 200 外構・駐車場整備費 100 設計費 100 付随費用 0 合 計 1,100						
地方公共団体記入	作成	令和〇〇年〇〇月〇〇日	提出	令和〇〇年〇〇月〇〇日	取下げ	令和 年 月 日
※財団記入	受付	令和〇〇年〇〇月〇〇日	登録	令和〇〇年〇〇月〇〇日	取下げ	令和 年 月 日

相談メモ

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・貸付団体
2. 事業者名	・貸付を受ける法人名を記載する。
3. 公の出資割合	・国、地方公共団体他の公的な団体からの事業者への出資割合を記載する。
4. 事業名	・当該地方公共団体における名称を記載する。 ・事業名に具体的な施設名等固有の名称は入れない。 例) ○特別養護老人ホーム建設事業 ×特別養護老人ホーム「夢の里」建設事業
5. 事業及び主要施設の概要	・貸付対象事業の内容を簡潔に記載する。 (事業地、具体的な設備内容、生産品、具体的なサービス内容、投資目的とその効果等を記載する。) ・敷地面積、建物延床面積、建物構造等についても把握できる範囲で記載する。
6. 新規雇用	・事業の稼働時に創出される新規雇用数を記載する。 ・パート等の場合は常勤換算(1日8時間勤務)して記載する。
7. 地域指定の状況	・事業実施地において過疎、みなし過疎(旧過疎地域に限る)、離島、特別豪雪、地域再生計画認定地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域に該当する場合 ☒ を入れる。
8. 事業の特例状況	・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、㈱脱炭素化支援機構が出資等を行う事業、再生可能電気エネルギー事業のいずれかに該当する事業に ☒ を入れる。
9. スケジュール	・事業着手日、事業完了日、営業開始日を記載する。
10. 貸付予定時期	・貸付予定時期を記載する。
11. 起債の届出・同意等の別	・届出或いは同意等を○で囲み、同意等の場合は更に1次、2次に○をつける。
12. 保証金融機関 (保証料補助の予定 有・無)	・連帯保証人となる金融機関名を記載する。 ・貸付団体が保証料補助を行う予定がある場合は有を、無い場合は無に○をつける
13. 設備投資等及び資金調達の内訳	・金額は百万円単位で記載する。 ・年度区分は地方公共団体の会計年度区分に従って記載する(4/1～翌年3/31)。 民間事業者の決算期が3月でない場合は、特に注意する。 ・ふるさと融資比率は小数点以下第1位まで記載する(小数点以下第2位を切り上げ)。 ・貸付対象事業費は消費税額抜き価格で計算し、消費税額は貸付対象外事業費に含めて記載する。
14. 貸付対象事業費の内訳	・貸付対象事業費の内訳を記載する。(消費税額抜き価格で計算することに注意する。) ・金額は百万円単位で記載する。
15. 地方公共団体記入	・作成日、財団への提出日を記載する。

(様式2)

事業計画書

(ふりがな) 事業名	(かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう) 観光和菓子工場建設事業
(ふりがな) 事業者名	(かぶしきがいしゃ ふるさとかしほ) 株式会社 ふるさと菓子舗
事業地	ふるさと市本町1-2-3
設備の取得等の期間	着工・着手 令和〇年〇月〇日、 完成 令和〇年〇月〇日
稼働予定年月日	令和〇年 〇月〇日
貸付対象事業を含む全体事業の概要	
・ 当社の創業300年記念事業として、地元の伝統文化である和菓子を広く知らしめるための施設を建設するものである。 ・ 安定した需要に支えられてはいるが、和菓子の更なる販路拡大には、観光客にアピールする施設づくりが必要。 ・ 本件のふるさと和菓子ランドの建設に加えて、別途、機械化に向けての研究を開始し、研究センターを設置。 ・ 販路開拓、商品開発のため、東京・日本橋に直営店出店予定。	
貸付対象事業の内容と当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ	
・ ふるさと城大手門前に、観光客を対象とした観光工場（5,000㎡）を建設する。 ・ 施設内では、当社及び他社の製品について、その製造技術を実演により紹介し、イメージアップによる集客・宣伝効果を狙う。 ・ 一角にて、郷土料理レストラン及び和風喫茶（併せて1,000㎡、100席）を併営する。 ・ 伝統を大切にしながら時代のニーズにマッチした事業展開を目指す当社経営方針に沿った事業計画である。 ・ 当地域の伝統的な産業である和菓子を、その製造技術とともに広くPRすることにより、観光客の集客を図る。 ・ 地元和菓子業が集積することにより、観光客の利便性が増大し、相乗的に販路拡大につながるものと期待。	
敷地（開発）面積 15,000㎡（うち賃借面積 — ㎡） 建物構造 鉄筋コンクリート	
建物延床面積 5,000㎡（うち賃借面積 — ㎡） 3階建て	
雇用効果	新規雇用確保数 稼働時 35人
	うち直接雇用 稼働時 35人、間接雇用 稼働時 0人

(様式2) 事業計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・ 民間事業者
2. 事業名	・ 当該地方公共団体における名称を記載する。 ・ 事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	・ 貸付を受ける法人名を記載する。
4. 設備の取得等の期間	・ 貸付対象事業費に算入する事業費の発生する期間を記載する。 ・ 通常は建設工事請負契約書記載の工期を記載する。 (注) 土地売買契約や造成工事請負契約を締結し、貸付対象事業費に算入する場合は、その契約日或いは着手日を着工日とする。 ⇒用地取得費を貸付対象事業費に算入する場合、当該用地取得に係る契約日が「設備の取得等の期間」内に入っていることを提出に際して確認する。
5. 稼働予定年月日	・ 貸付対象事業の開始予定年月日を記載する。
6. 貸付対象事業を含む全体事業の概要	・ 貸付対象となる事業を含めて、民間事業者の全体事業の概要を簡潔に記載する。
7. 貸付対象事業の内容と当該事業者の戦略上の位置付け	・ 貸付対象の事業内容と当該事業者の事業展開戦略上の位置付けについて簡潔に記載する。 (例) 事業地、具体的な設備内容、生産品、具体的なサービス内容、投資目的とその効果 等
8. 敷地（開発）面積ほか	・ 建築確認通知書に記載された数値、構造を記載する（面積は小数点以下を四捨五入）。 (注) 貸付対象事業が事業全体の一部の場合は、建物延床面積に共用部分を含めて面積按分した数値を記載する。 ・ 事業内容によっては、開発面積等の言葉に変えて記載する。
9. 雇用効果	・ 事業の稼働時に創出される新規雇用数を記載する。 ・ パート等の場合は常勤換算（1日8時間勤務）して記載する。 ・ 間接雇用は事業者が直接雇用しないものを記載する。 (例) 業務委託、テナントビル建設における入居者の新規雇用数など ・ 雇用要件につき精査が必要なものは別紙で新旧比較表を作成する（様式任意）。 (例) 増築、増設、移転案件（事業）など

(様式3)

事業者概要書

(単位：百万円)

(ふりなが)	(かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう)																									
事業名	観光和菓子工場建設事業																									
(ふりなが)	(かしほ)																									
事業者名	株式会社 ふるさと菓子補 (系列) - (上場 証 部、非上場)																									
代表者名	代表取締役 山田一郎 略歴 平成3年△△大学卒後、当社入社 家業(菓子製造)に従事 平成28年〇月 取締役事業部長、令和2年△月 代表取締役就任(現職) (昭和43年12月生) 兼職 ふるさと市菓子業連盟常任理事																									
役員	◎専務取締役 田中和男(昭和44年生、△△大学卒、平成30年 □□百貨店を経て当社入社) ○常務取締役 山田二郎(昭和50年生、△△大学卒、平成10年 当社入社 山田一郎の実弟) ○△(取) 経理部長 山田三郎(昭和52年生、△△大学卒 当社入社、山田一郎の従兄弟)																									
資本金・基本財産等	25 百万円					設立年月日 昭和40年4月																				
従業員数	75 名					創業年月日 昭和25年4月																				
本社所在地	ふるさと市本町1-2-3																									
出資・出捐構成	<table border="1"> <tr> <td>山田一郎</td> <td>300千株(60%)</td> <td>山田和子(社長妻)</td> <td>25(5%)</td> </tr> <tr> <td>山田二郎(社長弟)</td> <td>50(10%)</td> <td>山田正子(社長妹)</td> <td>25(5%)</td> </tr> <tr> <td>山田三郎(社長従兄弟)</td> <td>50(10%)</td> <td>山田昭子(社長妹)</td> <td>20(4%)</td> </tr> <tr> <td>田中和男</td> <td>25(5%)</td> <td>山田明子(社長長女)</td> <td>5(1%)</td> </tr> </table>										山田一郎	300千株(60%)	山田和子(社長妻)	25(5%)	山田二郎(社長弟)	50(10%)	山田正子(社長妹)	25(5%)	山田三郎(社長従兄弟)	50(10%)	山田昭子(社長妹)	20(4%)	田中和男	25(5%)	山田明子(社長長女)	5(1%)
山田一郎	300千株(60%)	山田和子(社長妻)	25(5%)																							
山田二郎(社長弟)	50(10%)	山田正子(社長妹)	25(5%)																							
山田三郎(社長従兄弟)	50(10%)	山田昭子(社長妹)	20(4%)																							
田中和男	25(5%)	山田明子(社長長女)	5(1%)																							
主要事業の概要	・和菓子の老舗。特に練り菓子は全国的にも知られている。 ・地元のみならず、首都圏百貨店を通じての販売にも注力している。 ・本社・工場を市内郊外に所有し、小規模ながら甘味喫茶を市中心部にて営業 ・工場製造能力：生菓子15万個/月、工場敷地：10,000㎡																									
主要仕入先	中田製粉(株) [小麦粉・片栗粉] ふるさと市農協 [米・小豆・大豆]					主要販売先 □□百貨店 30% 一般顧客 50% △△百貨店 20%																				
部門別売上高推移	決算期(年/月)	○/3期(比率)			○/3期(比率)			○/3期(比率)																		
	1 対象事業部門()	(%)			(%)			(%)																		
	2 生菓子	1,500 (65%)			1,500 (63%)			1,530 (64%)																		
	3 干菓子	500 (22%)			550 (23%)			550 (23%)																		
	4 喫茶	300 (13%)			320 (14%)			320 (13%)																		
	5																									
	その他共合計	2,300 (100%)			2,370 (100%)			2,400 (100%)																		
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)		経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却																		
	○/3期	2,300	1,300	230 (10.0%)	200	90	75	47																		
	○/3期	2,370	1,370	233 (9.8%)	205	95	110	50																		
	○/3期	2,400	1,400	228 (9.5%)	200	90	150	45																		
今期見込	2,450	1,450	230 (9.4%)	210	110	185	42																			
財務状況/期	流動資産(うち現預金)	1,100 (520)	流動負債(うち借入金)	1,065 (400)	借入金残高/期	金融機関等		借入																		
	固定資産	340	固定負債(うち借入金)	200 (200)		A銀行	400	200	200																	
	繰延資産		純資産	175		B銀行	100		100																	
	資産合計	1,440	(うち資本金)	(25)		C信託銀行	50		50																	
						D信用金庫	50		50																	
特記事項等	売上高は安定している。 ここ数年間、設備投資をほとんど実施していない。 損益状況に目立った点はない。				合 計 600 200 400																					

(様式3) 事業者概要書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・ 民間事業者
2. 事業名	・ 事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	・ 貸付を受ける法人名を記載する。 ・ 企業系列があれば系列名を、上場(店頭公開)している場合はその旨を記載する。 ・ 東京証券取引所上場企業については令和4年4月4日以降の市場区分を記載する。
4. 代表者名	・ 正式な肩書きを名前の前に記載する。 ・ 略歴・兼職を簡潔に記載する。欄が不足する場合は別紙に記載する。 (但し、「別紙記載」との文言は当欄に記載しない。)
5. 役員	・ 代表者名は記載不要。 ・ 主要役員の肩書き、氏名、生年月、略歴、兼職状況を記載する。 代表権を有する場合は◎、常勤の場合は○、財務担当の場合は△を肩書きの前に記載する。欄が不足する場合は別紙に記載する。 (但し、「別紙記載」との文言は当欄に記載しない。)
6. 資本金・基本財産等	・ 最新時点の資本金(財団法人、社会福祉法人等の場合は基本財産等)を記載する。
7. 従業員数	・ 直近期末のものを記載する。新規雇用数の説明との整合を図ること。 ・ 税務申告に添付する法人事業概況説明書の「期末従事員等の状況」の計の数字を記載してもよい。
8. 設立年月日 創業年月日	・ 設立年月日は登記上の年月日を記載する。 ・ 設立日と創業日が異なる場合は創業年月日も記載する。
9. 本社所在地	・ 登記上の本社を記載する。
10. 出資・出捐構成	・ 上位5名についてシェア(小数点第1位を四捨五入)、事業者との関係(続柄)等を記載する。 ・ 地方公共団体等の公的機関又は、J R、N T T等旧政府系企業の出資がある場合は、シェアにかかわらず全て記載する。財団等の場合は大口寄付先を記載する。
11. 主要事業の概要	・ 主力事業等の内容及び業績を簡潔に記載する。 ・ 製造業においては、主要製品生産能力等、非製造業においては、販売面積等を記載する。
12. 主要仕入先、主要販売先	・ 商品別(部門別)に上位3社の企業名、シェアを記載する。 ・ 小売業の場合は、「一般顧客100%」という記載も可。
13. 部門別売上高推移	・ 直近3期の売上高推移を商品別(部門別)に記載する。比率は、小数点第1位を四捨五入する。決算期は、左から古い順に直近3期分を記載する。 ・ 対象事業部門は貸付対象事業として予定している事業部門を記載する。 ・ カッコ内は、事業部門の具体的な名称を記載する。
14. 損益状況	・ 直近3期の損益推移を記載する。下側が直近とする。今期見込は必ず記載する。 (同利益率)は小数点第2位を四捨五入する。 ・ 「(様式5) 年度別損益計画書」の数値との整合を図ること。「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「税引後利益」の4項目は一致することに注意する。 ※社会福祉法人の場合は、「売上総利益」は空欄のこと。 ・ 直近3期中に法人成りした場合は、直近3期が連続するように記載する。 ・ 個人事業主の時期は、○/12期と記載する。
15. 財務状況	・ 直近決算期の財務状況を記載する。
16. 借入金残高	・ 直近決算期の借入状況を記載する。財務状況欄の借入金の金額との整合を図ること。 ・ 長期借入金のうち、1年以内の返済予定分も長期欄に記載する。 ・ ふるさと融資の既借入がある場合は、「ふるさと融資(貸付団体名)」と記載する。 ・ 個人からの借入金がある場合も記載する。 ・ 割引手形の残高は記載しない。
17. 特記事項等	・ 損益変動要因等を簡潔明瞭に記載する。 ・ 法人成り等が直近3期中にあれば、その旨を記載する。
18. その他	・ 金額は百万円単位(端数処理は任意)で記載する。

事業名	観光和菓子工場建設事業	事業者名	㈱ふるさと菓子舗
-----	-------------	------	----------

(単位:百万円)

費用区分			所要額	支払いベース					備考	
				○年度	○年度	年度	年度	年度		
設備投資等内訳	貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費※ A	200	200					
			事務所棟建設費	100	50	50				鉄筋コンクリート RO/9契約
			工場棟建設費	300	100	200				金属造RO/9契約
			電気・空調等設備費	100	50	50				RO/6見積
			機械設備費	200	50	150				菓子類製造用
			外構・駐車場整備費	100		100				コンクリート敷一部レンガ敷
			設計費	100	50	50				RO/9契約
		計 B	1,100	500	600	0	0	0		
	付随費用	人件費	0							
		賃借料	0							
		保険料	0							
		固定資産税	0							
		支払金利	0							
		リース料	0							
		計 C	0	0	0	0	0	0		
	計(B+C) D	1,100	500	600	0	0	0			
	貸付対象外事業費	用地取得費※	100	100						
			0							
			0							
		消費税	90	30	60					
		計 E	190	130	60	0	0	0		
合計(D+E) F	1,290	630	660	0	0	0				
付随費用の比率(%) C/D×100			0	0	0					

資金区分			調達額	〇年度	〇年度	年度	年度	年度	備考		
資金調達内訳	貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 G	525	245	280				保証料率0.5%	
			民間金融機関等借入金	S機構	150	70	80				
				A銀行	130	50	80				
				B銀行	80	40	40				
				C信託銀行	70	30	40				
				D信用金庫	45	15	30				
					0						
				0							
		計 H	475	205	270	0	0	0			
		計(G+H) I	1,000	450	550	0	0	0			
		補助金 J	30	0	30						
		その他	借入金計	0							
			自己資金	70	50	20					
			その他 ()	0							
			計 K	70	50	20	0	0	0		
	計(I+J+K) L	1,100	500	600	0	0	0	Dと一致すること			
	貸付対象外事業費	借入金計	0								
		自己資金	190	130	60						
		その他 ()	0								
		計 M	190	130	60	0	0	0			
		合計(L+M) N	1,290	630	660	0	0	0	Fと一致すること		
融資比率(%) G/(L-J)×100			49.1	49.0	49.2						

※用地取得費は設備の取得等に係る費用総額の3分の1を限度として貸付対象事業費に算入可能

(様式 4 - 1) 設備投資等及び資金調達計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・ 民間事業者
2. 様式右肩 (年度案件)	・ 当該年度に総合的な調査・検討を依頼する事業実施年度（地方公共団体における予算ベースの年度）を記載する。 (注) 記載例は 2 か年度にわたる事業の調査・検討を依頼する場合
3. 事業名	・ 事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
4. 事業者名	・ 貸付を受ける法人名を記載する。
5. 単位	・ 金額は百万円で記載する。 ・ 付随費用の比率、融資比率は小数点以下第 1 位まで記載する（小数点以下第 2 位を切り上げ）。 ・ 保証料率は、小数点以下第 2 位まで記載する。
6. 年度区分	・ 地方公共団体の会計年度区分に従って記載する（4 / 1 ～翌年 3 / 3 1）。民間事業者の決算期が 3 月でない場合は、特に注意する。 ・ 「設備投資等の総額」は事業費の現金支払時期、「資金調達内訳」は資金調達の調達時期に応じて記載する。（支払ベース） ・ 「設備投資等の総額」合計と「資金調達内訳」合計が一致（F = N） ・ 「設備投資等の総額」の「貸付対象事業費」計と「資金調達内訳」の「貸付対象事業費」計が一致（D = L） ・ 「設備投資等の総額」の「貸付対象外事業費」計と「資金調達内訳」の「貸付対象外事業費」計が一致（E = M）
7. 設備投資等の総額	・ 設備の取得等の費用区分は、契約書毎、同一の耐用年数毎、設備毎等適宜分けて記載する。 ・ 備考欄には、契約日付、設備投資等の算出根拠、構造等を記載する。 ・ 「付随費用」の欄は、設備の取得に伴い貸付対象事業の着工から完了までに支出する費用のうち「人件費・賃借料・保険料・固定資産税・支払金利・リース料」に限定されており、当該項目は変更しない。また当該付随費用以外の運転資金についてはこの表に記載しない。 ・ 「貸付対象外事業費」欄の費用項目は、用地取得費、付随費用、消費税等を記載する。
8. 資金調達内訳	・ J の欄の「補助金」は、「(様式 4 - 2) 設備投資等及び資金調達計画書 付表 3」の補助金額と一致する。 ・ 「その他」欄及び「貸付対象外事業費」欄の借入金計は、民間金融機関等借入金に含まれない借入金の合計額を記載し、備考欄に借入先の名称を記載する。
9. その他	・ 記入欄が不足する場合は、本様式には合計額を記載し、別途明細を作成すること。

1 事業計画

項 目	時 期	項 目	時 期
土地取得（賃貸）	○年 6 月		
土地造成（着工）	年 月	造 成 （ 完 成 ）	○年 3 月
工 事 契 約	○年 7 月	支 払 時 期	○年 1 2 月
〃	○年 7 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	○年 3 月
着 工 時 期	○年 7 月	完 成 時 期	○年 3 月
営 業 開 始 時 期	○年 4 月		

2 許認可関連（不要の場合は「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可	農地転用	農業委員会	○年 6 月 予 定
建築確認	工場、飲食店舗	ふるさと県	○年 7 月 予 定
環境アセスメント	不要		
その他（ ）	住民説明	ふるさと自治会	○年 4 月 済

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補 助 者 ふるさと市 補助金名 ふるさと補助金 補助金額 30 百万円
 補 助 者 補助金名 補助金額 百万円
 補 助 者 補助金名 補助金額 百万円

(様式 4 - 2) 設備投資等及び資金調達計画書 付表

項目	記載内容及び留意事項
1. 「1 事業計画」	・ 工事契約は、建築関連工事の契約の年月を記載する。未契約の場合は予定時期を記載する。 ・ 着工時期は予定時期（年月）を記載する。 ・ 支払時期は予定時期（年月）を記載する。 ・ 完成時期は予定時期（年月）を記載する。 （注）時期の記載にあたっては、他の様式との整合に留意すること。
2. 「2 許認可関連」	・ 許認可は、不要の場合はその旨を記載する。必要な場合は、その内容と済か否かを記載する。今後許認可を取得する場合は予定時期を記載する。
3. 「3 国・地方公共団体からの ・・・具体的に記入すること。」	・ 本欄に記載する補助金がある場合は、「（様式 4 - 1）設備投資等及び資金調達計画書」に記載する補助金との整合を図ること。

年度別損益計画書

全社ベース

事業名	観光和菓子工場建設事業	事業者名	榎ふるさと菓子舗
-----	-------------	------	----------

(単位：百万円)

		決算期（年/月）																								備考	
		O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3	O/3		合計
売上高	a	2,450	2,600	2,912	2,992	3,038	3,048	3,060	3,060	3,061	3,061	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	62,964	売上高算定根拠 ○年/3期は前期比1.8%増、以降1.8%、2.8%、1.3%と増加 ○年/3期からは横ばいを計画
	本プロジェクト		105	372	382	393	403	415	415	416	416	417	417	417	417	417	417	417	417	417	417	417	417	417	417	7,904	
費用		2,450	2,495	2,540	2,610	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	55,060	費用算定根拠 対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	既存事業等		2,220	2,487	2,623	2,678	2,715	2,711	2,718	2,708	2,700	2,691	2,683	2,675	2,668	2,662	2,661	2,659	2,658	2,657	2,655	2,653	2,652	2,652	2,652	55,534	
損	b	1,000	1,088	1,108	1,140	1,163	1,166	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	24,200	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	人件費		980	1,140	1,150	1,185	1,210	1,213	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	25,148	
益																										1,058	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	原材料費		980	1,140	1,150	1,185	1,210	1,213	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	25,148	
計	c	42	39	125	113	102	92	81	71	63	54	46	38	31	25	24	22	21	20	18	16	15	15	15	15	1,058	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	減価償却費		198	220	240	240	240	240	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	5,128	
画																										7,430	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	営業利益(a+b)		230	113	289	314	323	337	342	352	361	370	378	387	394	400	401	403	404	405	407	409	411	411	411	7,430	
内部留保																										6,852	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	経常利益		210	45	223	253	266	285	295	310	325	339	352	367	380	393	395	397	399	401	403	406	408	408	408	6,852	
内部留保累計																										3,764	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	税引後利益		110	25	123	153	154	157	166	171	174	193	191	196	210	213	214	215	217	219	220	221	222	222	222	3,764	
長期借入金返済																										2,739	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	利益留保		35	25	73	103	104	107	116	121	124	143	141	146	160	163	164	165	167	169	170	171	172	172	172	2,739	
内部留保(c+e)																										3,797	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	f		77	64	198	216	206	199	197	192	187	197	187	184	191	188	188	187	188	189	188	187	187	187	187	3,797	
内部留保累計																										3,797	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	内部留保累計		77	141	339	555	761	960	1,157	1,349	1,536	1,733	1,920	2,104	2,295	2,483	2,671	2,858	3,046	3,235	3,423	3,610	3,797	3,797	3,797	3,797	
長期借入金返済																										1,200	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	長期借入金返済		20	20	100	90	90	90	90	90	90	90	70	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	30	1,200	
本プロジェクト																										1,000	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	本プロジェクト			80	70	70	70	70	70	70	70	70	70	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	30	30	1,000	
その他																										200	対売上高比率を 人件費40%、原材料費40%とした。 減価償却費 定率法 建物 ●年、 製造設備 ●年
	その他		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20													200	

- (注)
- 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画については記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 - 2 損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。（減価償却費、長期借入金返済額等計画として明確に記載できるものは除く）ただし、具体的な計画等（例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等）がある場合には、その事情を加味して記入すること。
 - 3 損益計画の項目名は変更しないこと。

(様式5) 年度別損益計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・ 民間事業者
2. 事業名	・ 事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	・ 貸付を受ける法人名を記載する。
4. 留意事項	・ 民間事業者の決算期ベースで記載する。 記載期間は、今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間である。 金額単位は、百万円単位で記載する。百万円未満は四捨五入。 ・ 本件設備投資等（本件プロジェクト）を含む全社ベースの損益計画を記載する。 ・ 利益留保は税引後当期利益から支払配当・役員賞与等社外流出を差し引いた金額を記載する。 ・ 長期借入金返済の「本プロジェクト」欄はふるさと融資と民間金融機関等借入金を合算した数字 ・ 備考欄には、売上高算定根拠、費用算定根拠等について簡潔に記載する。減価償却費については、定額法・定率法など具体的な償却方法と償却期間を明示する。 ・ 備考欄が不足する場合は、別途明細を作成する（様式任意）。

(様式8)

地域振興民間能力活用事業計画

(単位：百万円)

令和〇・〇年度案件

(ふ り が な) 貸 付 対 象 事 業 名 (民間プロジェクト名)	(かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう) 観光和菓子工場建設事業 (ふるさと和菓子ランド建設事業)				
貸付予定団体名 (事業地域名)	ふるさと県ふるさと市 (ふるさと県ふるさと市)				
(ふ り が な) 民 間 事 業 者 等 名	(かぶしきがいしゃふるさとかしほ) 株式会社ふるさと菓子舗				
連 帯 保 証 予 定 者	ふるさと銀行ふるさと支店				
	総額	〇年度分	〇年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額	1, 290	630	660		
貸付対象事業費	1, 100	500	600		
ふるさと融資額	525	245	280		
民間金融機関等借入金額	475	205	270		
補助金額	30	0	30		
ふるさと融資比率	49. 1%	49. 0%	49. 2%	%	%
貸付対象事業の概要 (設備の取得等の期間：着工 令和〇年4月10日～令和〇年3月31日) (1) ふるさと城大手門前に、観光客を対象とした和菓子の観光工場を建設する。 (2) 工場内では、当地伝統の各種和菓子の製造工程や技術を、実演を交えながら紹介する。また、一角で郷土料理レストラン、甘味喫茶を営業する。 (3) 本件の事業主体である(株)ふるさと菓子舗は、当市和菓子業の中心的存在であり、観光工場内では当事業者のみならず、地元和菓子全般の紹介も行う。					
敷地 (開発) 面積 15, 000m ² (うち賃借面積 — m ²) 建物構造 鉄筋コンクリート 建物延床面積 5, 000m ² (うち賃借面積 — m ²) 3階建て					
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等 市の総合計画においては、伝統産業を活かしたまちづくりを基本に「伝統の技を伝える城下町」づくりを目指しており、ふるさと城周辺の観光開発は大きな柱である。「ふるさと和菓子ランド事業」は、整備中の歴史公園とともに当市観光開発の核の一つとして本市の基本構想で位置づけているところである。					
当該事業による地域の振興効果等 和菓子は、当市が全国に誇れる地場伝統産業のひとつである。本プロジェクトにより、和菓子メーカー各社それぞれの特色等を観光客にPRすることが可能となり、販路の拡大、ひいては地元一次産品の消費拡大が期待できると共に、当市和菓子さらには当市観光全体のイメージアップが図られる					
稼働時における新規雇用者確保数 35人 (令和〇年4月10日稼働予定) (うち直接雇用者確保数 35人、 うち間接雇用者確保数 — 人)					
当該市町村の状況	人口	63, 106人		財政力指数	0. 69
	高齢化率	16. 8%		人口増減率	3. 4%
事業地における地域指定の状況 (該当箇所○を付ける)	過疎・みなし過疎 離島 特別豪雪 地域再生計画認定地域 定住自立圏 東日本大震災被災地域 連携中枢都市圏				
事業の特例状況 (該当箇所○を付ける)	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 (株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業 再生可能エネルギー電気事業				
貸付団体の財政状況	経常収支比率	81. 0%		財政力指数	0. 69
	実質公債費比率	16. 5%			

(様式8) 地域振興民間能力活用事業計画

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・地方公共団体
2. 様式右肩 年度案件	・当該年度に総合的な調査・検討を依頼する事業実施年度（地方公共団体における予算ベースの年度）を記載する。 （注）記載例は2か年度にわたる事業の調査・検討を依頼する場合
3. 貸付対象事業名(民間プロジェクト名)	・当該地方公共団体における名称を記載する。カッコ内に民間事業者等におけるプロジェクトの名称を記載する。なお、貸付対象事業名は、様式6の記載とも一致すること。 ・事業名に具体的な施設名等固有の名称は入れない。 例) ○特別養護老人ホーム建設事業 ×特別養護老人ホーム「夢の里」建設事業 上記を踏まえた事業名とし、事業名を修正した場合、各様式例の事業名も同様に修正されていることを提出前に確認する。
4. 貸付予定団体名（事業地域名）	・貸付を行う予定の地方公共団体名を記載する。 ・市町村の場合は、都道府県名から記載する。 ・カッコ内に当該プロジェクトを実施する市町村名を記載する。
5. 民間事業者等名	・貸付を受ける法人名を記載する。
6. 連帯保証予定者	・連帯保証をする予定の金融機関名を記載する。
7. 設備投資等の総額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のFの欄の数値を転記する。
8. 貸付対象事業費	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のDの欄の数値を転記する。
9. ふるさと融資額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のGの欄の数値を転記する。
10. 民間金融機関等借入金額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のHの欄を転記する。
11. 補助金額	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のJの欄を転記する。
12. ふるさと融資比率	・様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」の融資比率を転記する。 （小数点第2位以下を切り上げ）
	（注）7～12の記載にあたっては、年度区分も一致させること。但し、出納整理期間（次年度の4/1～5/31）の収支分については、事業実施年度（地方公共団体における予算ベースの年度）に記載する。
13. 貸付対象事業の概要	・様式2「事業計画書」に基づき記載する。 ・敷地（開発）面積（うち賃借面積）、建物延床面積（うち賃借面積）、及び建物構造の3項目は、様式2と一致する。
14. 当該団体に～趣旨・目的 当該事業の基本計画等での位置づけ 当該事業による地域の振興効果等	・当該地方公共団体の政策の中での位置づけを記載する。 ・当該地方公共団体が特に期待する地域振興効果等を記載する。
15. 稼働時における新規雇用確保数	・本事業により新たに生じる雇用者の数を記載する。 （パート等の場合は常勤換算（1日8時間勤務）のこと。）カッコ内に直接雇用、間接雇用の内訳を記載する。 ・間接雇用は事業者が直接雇用しないものを記載する。
16. 当該市町村の状況 財政力指数 人口 高齢化率 人口増減率 事業地における地域指定の状況 事業の特例状況	・直近の「市町村別決算状況調」（総務省自治財政局財務調査課作成）の数値を記載する ・前年度末の住民基本台帳の人口を記載する。 ・直近のデータを記載する。 ・直近の国勢調査人口とその前の回の国勢調査人口との増減率を記載すること。 市町村合併があった場合は、合併前市町村の合計人口を比較した値を記載する。 ・事業実施地において過疎、みなし過疎（旧過疎地域に限る）、離島、特別豪雪、地域再生計画認定地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域に該当する場合○で囲む。なお、地域再生計画認定地域において実施される事業の場合には、認定書類の写しを添付すること。 ・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業、再生可能電気エネルギー事業のいずれかに該当する事業を○で囲む。
17. 貸付団体の財政状況 経常収支比率、実質公債費比率、 財政力指数	・直近の数値を記載する。 ・「16. 当該市町村の状況」と同じ年度のものを記載する。

(様式 1) 地域総合整備資金借入申込書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・ 民間事業者
2. 宛名	・ 貸付団体である都道府県知事又は市町村長
3. 申込者	・ 登記上の「住所」、「名称」、「代表者名」を記載のうえ、捺印する。
4. 貸付年度	・ 地方公共団体における予算ベースの年度を記載する。
5. 事業名	・ 事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
6. 貸付金の額	・ 地域総合整備資金の借入申込額及び借入希望年度を記載する。 ・ 貸付対象事業が年度を越えて実施される場合で、2年度分の総合的な調査・検討を希望する場合は、それぞれ年度毎に借入申込書を作成する。 (注) 「(様式 4-1) 設備投資等及び資金調達計画書」の「地域総合整備資金 G」との整合に留意すること。
7. 連帯保証予定者名	・ 連帯保証予定者の登記上の法人名を記載する。
8. その他留意事項	・ 財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

(様式 6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	・ 連帯保証予定者。 ・ 連帯保証を予定（事実上の内諾、内定）する金融機関の機関決定を経た意思を表明してもらうもの。そうした意思表示を本文書で行うもので、金融機関の手続として代表者名で文書発信する場合は、頭取名で作成、捺印のうえ提出。支店長名等で文書発信する金融機関にあっては、支店長名、担当役員名、部長名等で作成、捺印のうえ提出する。
2. 留意点	・ 連帯保証予定者である金融機関での機関決定・手続が必要であるため、民間事業者は、時間的余裕をもって作成の依頼をしておくこと。 ・ 財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

(様式 10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書

項目	留意事項
1. 留意事項	・ 登記上の「住所」、「名称」、「代表者名」を記載のうえ、捺印する。 ・ 財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

参 考 資 料

地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- 一 設備の取得等に係る費用
- 二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
 - 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては5人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上）、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
 - 三 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
- 2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。
- 一 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
 - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付額は、1百万円以上とし、都道府県及び指定都市にあっては80億円、市町村にあっては20億円を限度とする。

2 貸付対象事業一件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の50パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業一件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。

4 沖縄県の区域（第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」と、「20億円」とあるのは「25億円」とする。

5 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業（沖縄県の区域において実施されるものを除く。）に係る第1項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」と、「20億円」とあるのは「25億円」とする。

6 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

7 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

8 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

9 一件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 地方公共団体は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

一 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

二 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、地方公共団体が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

一 借入人が、地方公共団体が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上

償還したとき。

五 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

六 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

七 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

八 借入人が解散したとき。

九 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。

十 前各号のほか地方公共団体において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入申請)

第14条 地方公共団体から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、当該地方公共団体に申込みを行わなければならない。

一 事業者概要書

二 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書

三 年度別損益・資金収支計画書

四 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表

五 連帯保証予定者の意見書

六 その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが、本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 地方公共団体は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第 18 条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、地方公共団体の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第 4 章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第 19 条 地方公共団体は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第 5 章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第 20 条 地方公共団体は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続き)

第 21 条 前条に規定する委託に際しては、地方公共団体は、財団と委託契約を締結する。

附 則

(過疎地域等における貸付額の特例)

第 1 条 令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第 5 条第 6 項及び第 7 項並びに附則第 7 条に該当する場合を除く。）に係る第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の適用については、同条第 1 項中「8 0 億円」とあるのは「9 6 億円」と、「2 0 億円」とあるのは「2 4 億円」と、同条第 2 項中「5 0 パーセント」とあるのは「6 0 パーセント」と、同条第 4 項及び第 5 項中「1 0 0 億円」とあるのは「1 2 0 億円」と、「2 5 億円」とあるのは「3 0 億円」と読み替えるものとする。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

第 2 条 令和 1 5 年 3 月 3 1 日までの間は、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」（第 5 条第 6 項及び第 7 項並びに附則第 7 条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の適用については、同条第 1 項中「8 0 億円」とあるのは「9 6 億円」と、「2 0 億円」とあるのは「2 4 億円」と、同条第 2 項中「5 0 パーセント」とあるのは「6 0 パーセント」と、同条第 4 項及び第 5 項中「1 0 0 億円」とあるのは「1 2 0 億円」と、「2 5 億円」とあるのは「3 0 億円」と読み替えるものとする。

(奄美群島における貸付額の特例)

第 3 条 令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 2 9 年法

律第189号)第1条に規定する「奄美群島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(小笠原諸島における貸付額の特例)

第4条 令和11年3月31日までの間は、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する「小笠原諸島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(沖縄県の離島における貸付額の特例)

第5条 令和14年3月31日までの間は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(特別豪雪地帯における貸付額の特例)

第6条 令和14年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

(特定被災地方公共団体等における貸付額の特例)

第7条 令和8年3月31日までの間は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県、宮城県及び福島県並びに岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内の市町村(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る

第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第8条 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県並びに岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県に所在する市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県に所在する市町村（第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、「20億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

お問い合わせ先

一般財団法人 地域総合整備財団 <ふるさと財団>

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

TEL : 03-3263-5737 FAX : 03-3263-5732

財団ホームページ <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

電子メール yushi-ka@furusato-zaidan.or.jp